



鳥取県公報

平成 29 年 11 月 24 日(金)
第 8 9 5 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (720) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (721) (〃) 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (722) (東部福祉保健事務所) 3
	土地改良区の役員の退任 (723) (東部農林事務所) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (724) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (725) (〃) 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (726) (〃) 4
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (727) (〃) 4

告 示

鳥取県告示第720号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
米子医療生活協同組合	米子市博労町三丁目80-1	ＣＯＯＰ訪問リハビリテーションピース	米子市尾高2740-1	訪問リハビリテーション	平成29年4月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
米子医療生活協同組合	米子市博労町三丁目80-1	ＣＯＯＰ訪問リハビリテーションピース	米子市尾高2740-1	介護予防訪問リハビリテーション	平成29年4月1日

鳥取県告示第721号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
米子医療生活協同組合	米子市博労町三丁目80-1	米子診療所デイケアたんぼぼ	米子市博労町三丁目80-1	通所リハビリテーション	平成18年9月30日
〃	〃	おおたか診療所デイケアおおたか	米子市尾高2740-1	〃	〃

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
米子医療生活協同組合	米子市博労町三丁目80-1	米子診療所デイケアたんぼぼ	米子市博労町三丁目80-1	介護予防通所リハビリテーション	平成18年9月30日

				ン	
〃	〃	おおたか診療所デイ ケアおおたか	米子市尾高2740- 1	〃	〃

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の 名称	居宅介護支援事業所 の所在地	廃止年月日
米子医療生活協同 組合	米子市博労町三丁目80 -1	おおたか診療所	米子市尾高2740-1	平成20年3 月10日

鳥取県告示第722号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年11月24日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
リタ・スマイリー株式会社	スマイリーケア	鳥取市瓦町574	平成29年11月15日

鳥取県告示第723号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり五本松土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年11月24日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

理 事 房 安 俊 樹 鳥取市青谷町河原389

平成29年3月5日退任

鳥取県告示第724号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年11月24日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人真誠会	通所介護皆生ローズ ガーデン	米子市新開三丁目3- 10	平成29年11月15 日	通所介護
〃	短期入所生活介護皆 生ピースポート	〃	〃	短期入所生活介 護

鳥取県告示第725号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年11月24日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類

社会福祉法人真誠会	短期入所生活介護皆 生ピースポート	米子市新開三丁目 3 - 10	平成 29 年 11 月 15 日	介護予防短期入 所生活介護
-----------	----------------------	--------------------	----------------------	------------------

鳥取県告示第726号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 29 年 11 月 24 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
社会福祉法人 恩賜財団済生 会支部鳥取県 済生会	鳥取県済生会 介護療養型老 人保健施設サ テライトはまか ぜ	境港市蓮池町 78-1	平成 29 年 11 月 13 日	平成 29 年 12 月 31 日	通所リハビリ テーション

鳥取県告示第727号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 29 年 11 月 24 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
社会福祉法人 恩賜財団済生 会支部鳥取県 済生会	鳥取県済生会 介護療養型老 人保健施設サ テライトはまか ぜ	境港市蓮池町 78-1	平成 29 年 11 月 13 日	平成 29 年 12 月 31 日	介護予防通所 リハビリテー ション